

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 内田工務店

平成 2 2 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 有限会社 内田工務店の概要

II. 審査経過・主な確認資料

III. 審査における判定事由書

I. 有限会社 内田工務店の概要

1. 申請者名称 有限会社 内田工務店
代表取締役 内田幸夫
2. 認定事業体 有限会社 内田工務店
(所在地) 神奈川県伊勢原市岡崎 6682-1
3. 事業内容 建築工事業
・木造注文住宅の設計・施工
・寺社建築物の設計・施工
・文化財建造物の修理施工

(認定対象業種) 住宅建築業・建築設計業

4. 沿革・概要

有限会社内田工務店(以下:「同社」)は、木造住宅の建築・販売、企画・設計・施工・管理、増改築など、住宅建築全般を手がける建築工事事業体(建設業登録)である。

同社代表の内田幸夫氏は、京都での宮大工修行の後、平成10年に現住所に内田工務店を開業、その後、平成16年に一級建築士を取得して現在の一級建築士事務所(有)内田工務店を設立。また、宮大工としては、平成20年に(財)文化財建造物保存技術協会の認定する「文化財建造物木工技能者」認定を取得している。

設立以来、地域に根ざした工務店として事業活動を継続してきており、「宮大工が建てる自然素材の家」をモットーに、自然素材と無垢材にこだわった高級注文住宅を提供してきている。

今回のSGECへの取組は、産地の明確な国産SGEC森林認証材を施主に提供するための取組であり、既に近県の認証森林所有者及び製材・プレカット等の認定事業体との連携体制を構築してきている。

●会社の概要

【役員】 代表取締役 内田幸夫

【創業】 平成10年

【資本金】 5,000,000円

【沿革】

平成10年 個人営業 内田工務店を設立

平成11年 二級建築士事務所 内田工務店設立。

平成16年 一級建築士事務所 有限会社 内田工務店設立

－神奈川県知事許可(般-16)68877号

平成20年 (財)文化財建造物保存技術協会－「文化財建造物木工技能者」認定(第147号)

【売上高】 23 百万円（平成 20 年度） 63 百万円（平成 21 年度）
（会計年度：2 月 1 日～1 月 31 日）

【従業員】 2 名（平成 22 年 3 月末時点）

【社内の建築資格所有者】

- ・一級建築士
- ・一級建築施工管理技士
- ・文化財建造物木工技能者 等

【許可資格】 建設業登録 神奈川県知事（般-16）第 68877 号
一級建築士事務所 神奈川県知事 第 15225 号

【木材・木製品の年間取扱実績】

○期間（1 年） 平成 21 年 2 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日

○木材・木製品の取扱量

新築住宅 : 2 棟

木材使用量 : 85m³

5. 分別・表示管理体制

同社は、木造住宅及び建築物の設計・施工全般を手がける工務店であり、同社における認証材（主要構造材）の分別・表示システムには、二つのパターンが想定されている。

①自社作業場での手刻み加工（現状）

同社の設計図面及び木材明細書に基づき、製材品を取引先材木商（未認定）に発注し、作業場に納品されて、手刻み加工等を施した後、現場に搬入して組み立てられる工程。

②プレカット工場への材・加工一括発注（予定）

同社の設計図面に基づいて、プレカット工場（認定事業体）が見積書（木拾い調書）を作成して、材・加工ともに発注され、プレカット加工された部材が、必要量のみ直接現場に搬入されて組み立てられるという工程。

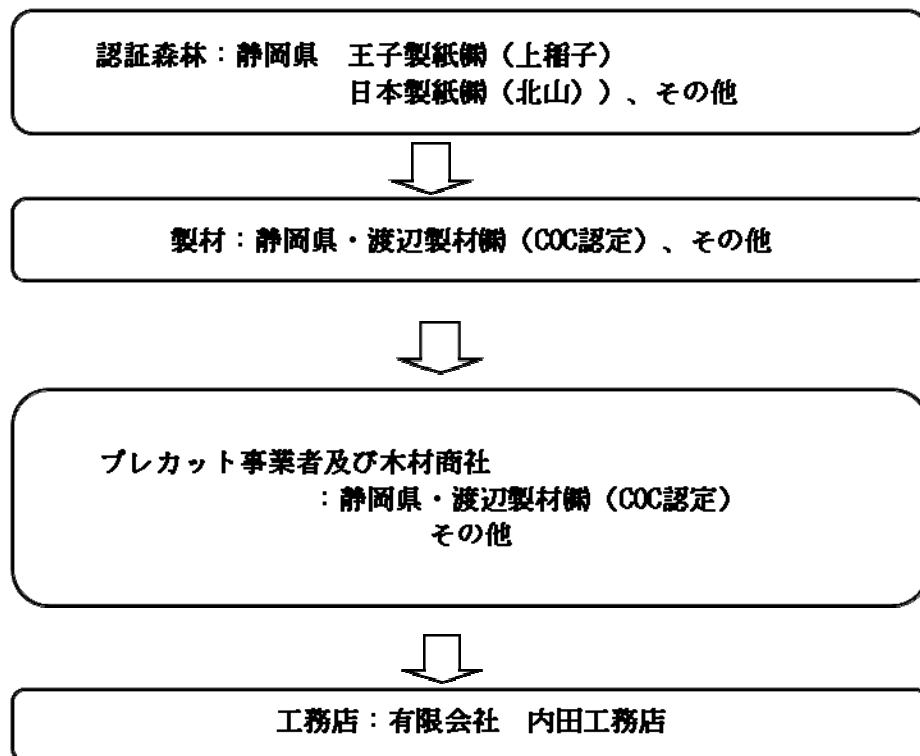
①では、製材品が搬入された同社の作業場での認証材へのマーキングと分離特定が必要であるが、②においては、同社での物理的な分離は、発生しない。

現状では、①の取引先材木商に SGEC 認定事業体が無いため、当面は②のプレカット工場への一括発注システムが取られる。 （次頁 計画図参照）

同社では、「施工過程で認証材が一般材と混在しないよう適正に分別・表示管理することを目的とした」分別・表示管理の方針を定めており、社長の内田幸夫氏を「分別・表示管理責任者」とする分別・表示管理の体制、作業手順書・フローからなる管理計画を作成し、設計から現場建設工事に至るまでの各段階

での分別・表示及び履歴管理が徹底できる体制を確立していることを確認した。

【予定される認証林産物の流通計画】



II. 審査経過 — 有限会社 内田工務店の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成 22 年 3 月 24 日 / 審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

3 月 24 日 / 書類確認及び現地確認

(場 所)

(有) 内田工務店及び作業場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター
審査員 児島 裕

(出席者)

(有) 内田工務店 代表取締役 内田 幸夫
須崎 英雄
(株)ハウステックス 長谷部竹夫

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. (有)内田工務店において、事業の概要、現行の建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の分別・表示管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 管理方針、認証林産物の分別・表示管理計画、分別・表示管理体制等の遵守を確認した。

【審査判定】

6月25日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

【主な確認資料】

- ・(有)内田工務店の概要(同社 <http://tutikabekoubou.jp/>)
- 【(有)内田工務店 認証林産物管理計画書】
 - ・分別・表示管理の方針
 - ・分別・表示管理の体制
 - ・分別・表示管理の計画
 - (1) 作業全体フロー
 - (2) 作業手順書
 - (3) 認証材・一時保管倉庫位置図
 - ・内部検査に関する規定・チェックリスト・報告書
 - ・林産物分別表示について、教育研修実施記録
 - ・既存設計図書(平面詳細図・木材明細書)
 - ・渡辺製材(株)見積書(木拾い調書 書式)
 - ・SGEC認証材管理簿(証明書作成記録簿) 等

Ⅲ. 有限会社 内田工務店の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社内田工務店は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後、従業員及び下請け作業者に対する内部検査を徹底し、認証林産物の適正なトレーサビリティの確立に努めること。 (基準 2-3)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
3. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体と連携して、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)